

## 国民健康保険制度の改正等について

### 1 趣旨

平成27年度に予定される国民健康保険制度の改正等について報告するものです。

#### (1) 保険税の軽減判定所得の引き上げ

経済状況等を踏まえ、低所得者に対する保険税軽減の判定所得を見直すものです。

##### ア 2割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円＋45万円×被保険者数」から「33万円＋47万円×被保険者数」に引き上げるもの。

##### イ 5割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円＋24.5万円×被保険者数」から「33万円＋26万円×被保険者数」に引き上げるもの。

#### (2) 保険税の課税限度額の引き上げ

保険税の負担の公平を図るため、保険税課税限度額を4万円引き上げるものです。内訳は下記のとおりです。

##### ア 基礎分

現行の51万円から52万円に1万円の引き上げ

##### イ 後期高齢者支援金分

現行の16万円から17万円に1万円の引き上げ

##### ウ 介護納付金分

課税限度額を現行の14万円から16万円に2万円の引き上げ

#### (3) 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)の拡充について

社会保障と税の一体改革の中で国保支援策として予定されていた2,200億円の国保支援策(500億円分については平成26年度に実施済み)のうち、1,700億円の支援策として、低所得者に対する保険税軽減の対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充されるものです。

平成27年度予算額 375,010千円(平成26年度予算比 208,080千円、124.65%増)

#### (4) 保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大について

県内の市町村国保間の保険料の標準化(医療費の差による保険税の相違の緩和)・財政(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)の安定化を図るため、30万円を超える医療費について、市町村からの拠出金により負担調整を行っています。平成27年度からは、全ての医療費を対象とします。

対象医療費の拡大に伴い、交付金・拠出金とも大幅に増加します。